

包括外部監査結果にかかる措置状況報告書

(平成18年12月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第10号

平成18年12月18日

東大阪市監査委員	谷口 楯 佳
同	大塚 勝 彦
同	藤木 光 裕
同	東口 まち子

包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成17年度包括外部監査の結果に関し、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のとおり公表します。

包括外部監査の結果に基づく措置状況

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 監査の対象

平成17年度監査テーマ「補助金及び負担金に係る事務の執行について」

3. 監査結果に基づく措置状況

(1) 経営企画部

東大阪市大規模スポーツ施設運営補助金

(意見)

- ① 補助金申請の段階で、支出事業年度における損益計画と具体的増収・経費削減に対する対策と目標金額を入手するとともに、実績報告書において損益計画に対する達成度合の評価と次年度計画への反映状況の検討を行うべきである。(有効性)
- ② 現状では、補助金の支出期限を設けていないため、赤字が続けば、補助金も支出し続ける結果になる。抜本的な運営改善を促すためには、補助金の支出期限を設定し、経営改善計画の達成度合の評価を通した上で補助金の支給を行うことが必要である。(有効性)

(措置状況)

17年度交付申請段階において、申請書の添付資料である「花園ラグビー場における収支改善の取り組み」の中に、増収策とそれに対する見込み額を入手し、実績報告書においてその結果である額を盛り込んだものを提出させた。また損益計画は、交付申請書の添付資料である「花園ラグビー場営業損益(予算)」に該当し、実績報告書の「花園ラグビー場営業損益」により達成度合を評価。申請段階の損益計画より損失が拡大しており、経営改善されていないと判断し、申請者(担当者)へ次年度交付額の減額等の検討、また運営改善されない場合は支出期限をもうける等の措置をとる旨を伝え、次回の申請段階において経営努力を盛り込んだ形での申請書を提出するよう要請した。

(2) 行政管理部

職員厚生事業補助金

(意見)

- ① 東大阪市の補助金支給額は、職員の自己負担額の一定割合の範囲内とするなどの最高限度額を設けたり、また実施要綱において、各年度における支給金額については、職員の自己負担額の何割とするかを定める等明確な支給基準を設けるべきである。(透明性)
- ② 宿泊補助事業は、大阪府市町村職員互助会と東大阪市職員厚済会の実施する福利厚生事業において2重となっている。厚済会における宿泊補助事業相当額は廃止を検討すべきである。(公益性)

(措置状況)

- ① 平成18年度において、会費と補助金の負担割合は1:1としているが、現在、要綱においても補助金支給額にかかる基準は定めていない。今後、要綱において、具体的な支給基準を設けてまいりたい。
- ② 厚済会においては、今年度、厚生事業の見直しを行っている。従来の、互助会との重複事業については、平成19年度より廃止を決定し、新たな事業について現在検討中である。

(3) 経済部

1) 雇用開発センター管理運営補助金

(意見)

発足当初は、円滑な運営を図るために補助は必要であったが、収支が良化しており、当初の目的はある程度達成できていると考えられる。センター全体の収支の中で必要な額を補助金として支出すべきである。(透明性、有効性)

(措置状況)

補助金の内容は、当該財団の管理運営経費であり事業費である委託料と区別しております。補助金で余剰金が発生した場合、本市に返還させております。

ご指摘の平成16年度の委託料の余剰金につきましては、本市と財団との協議の結果、平成18年度以降の委託料を減額するかたちで本市に返還させております。

この委託料の余剰金は、経営努力により派生してきたものでありますが、今後は、ご指摘を踏ま

え事業の安定化を図るとともに内容を精査し、より明確な会計処理を行うよう指導してまいります。

2) 商工業振興事業補助金

(意見)

- ① 前年までの実績等から作成された精度の高い予算を入手の上、それを基に必要な補助金額を事業別に決定すべきである。(透明性、有効性)
- ② 実施計画よりも実績額が少ない場合には、補助金額の返還を求めることを検討すべきである。(透明性)

(措置状況)

前年までの実績等を踏まえ、精度の高い予算を入手すべく関係団体と協議したうえ、最終的に市の判断に基づき補助金額の交付を行う考えである。このため実施計画については、より詳細な資料を求めることにより実績額との乖離を最小限にするものである。

3) 産業技術見本市開催事業補助金

(意見)

- ① 前年までの実績等から作成された精度の高い予算を入手の上、それを基に必要な補助金額を事業別に決定すべきである。(透明性、有効性)
- ② 実施計画よりも実績額が少ない場合には、補助金額の返還を求めることを検討すべきである。(透明性)

(措置状況)

前年までの実績等を踏まえ、精度の高い予算を入手すべく関係団体と協議したうえ、最終的に市の判断に基づき補助金額の交付を行う考えである。このため実施計画については、より詳細な資料を求めることにより実績額との乖離を最小限にするものである。

4) 都市農業活性化農地活用事業補助金

(意見)

- ① 当該補助金は、2つの趣旨(農家に対する活性策、農地活用を通して一般市民への便益)から成り立っており、それぞれの主眼ごとに補助金制度を明確に分けるべきである。(透明性)
- ② 補助対象事業として5つの事業(農業生産基盤整備事業及び農業近代化施設設置事業、市

民農園等設置事業、市民とのふれあい事業、有害鳥獣駆除対策事業、その他事業)が挙げられているが、予算と実績に乖離が生じている原因を分析し、各事業に必要な予算額の算定を行うべきである。(透明性、有効性)

(措置状況)

- ① 平成18年度より趣旨を踏まえた補助金制度の明確化を図っている。
- ② 平成18年度より各補助対象事業の実績とその内容から補助金の有効活用が図られるよう予算化を行ったところです。

(4) 健康福祉局

1) 水道料金福祉減免

(意見)

生活保護世帯について、生活保護法による生活扶助と一部重複した扶助制度になっているため、重複部分について制度の廃止の検討が必要。(公平性)

(措置状況)

水道料金福祉減免は、低所得者救済策として条例で定める上下水道局の施策である。

当課は昭和56年度から福祉政策の一環として、上下水道局で減免された金額を補填してきた。

当課としては昨今の生活保護行政に対する見直し論議もあり、また本市の厳しい財政状況もあることから本事業について廃止の方向で上下水道局と協議していきたい。

2) 住宅改造補助金

(意見)

実際の支給申請の審査時に、補助対象工事であるか否かの統一的な判断基準が設けられていない。支出対象となる工事内容を具体的・客観的に明示する必要がある。(透明性)

(措置状況)

住宅改造の計画内容や完了状況について検証・指導やアドバイスが福祉行政手続きだけでは十分な検証と運用が難しく、平成18年度より福祉と建築の両面に深い見識と技術力を有しているNPO法人に検証を委託し改造工事の前に現地調査し必要なアドバイスを行ない完了時にも検査を行なっている。

3) 長瀬診療所運営補助金

(意見)

- ① 利用住民に特に優遇措置がとられているわけではないこと、周辺に他の代替医療機関が十分存在すること、及び利用する患者数が少ないことから、廃止を念頭においた検討が必要。
(公益性、有効性)
- ② 平成16年度で繰越金が21,804千円計上されているが、これらの繰越金は東大阪市から補助金を受けて計上されているものであり、還付させる必要があるのではないかと考えられる。(透明性)
- ③ 診療所の収支をいかに改善させるかだけでなく、同和問題全体について市で明確な方針を示す必要があると思われる。(公益性、透明性)

(措置状況)

診療所については、同和問題の解決に資する事業の一環として取り組んできた経過があり、現在自主運営に向けて努力している。

4) 荒本平和診療所運営補助金

(意見)

- ① 周辺に代替医療機関がなく、患者数も増加してきているが、今後の方向性を明確にした上、補助金額の妥当性を再検討する必要がある。(公益性、有効性)
- ② 平成16年度で繰越金が36,331千円計上されているが、これらの繰越金は東大阪市から補助金を受けて計上されているものであり、還付させる必要があるのではないかと考えられる。(透明性)
- ③ 診療所の収支をいかに改善させるかだけでなく、同和問題全体について市で明確な方針を示す必要があると思われる。(公益性、透明性)

(措置状況)

診療所については、同和問題の解決に資する事業の一環として取り組んできた経過があり、現在自主運営に向けて努力している。

5) 敬老行事事業補助金

(意見)

- ① 補助金金額の算出根拠は、単価 225,000 円×45 校区(=10,125 千円)であるが、単価自体は、社会福祉協議会からの請求金額に基づいており、その単価算出根拠が不明確である。算定の具体的な計算方法を定めた基準を設ける必要がある。(透明性)
- ② 事業の内容(記念品等の配布等)による有効性・効果を測定の上、一人当たりの支給額を決定し、それに老人数を乗じて補助金額を決定することによる補助金の算出方法へ改善すべきである。(透明性、有効性)

(措置状況)

敬老行事事業補助金については校区福祉委員会の敬老行事を支援するため、社会福祉協議会を通じ各校区福祉委員会に対して補助金を交付するものです。

今後、関係団体の意見も聞きながら敬老事業全体を見直すなかで、事業の有効性や効果を検証し、補助金額の算出方法についてもそのなかで検討してまいります。

6) 短期入所事業補助金

(意見)

- ① 毎年度補助金を支出する具体的な根拠として、要綱の存在が不可欠である。(透明性)
- ② 活動実績等に応じた客観的・合理的な算定基準を明確にした上、一律に適用される公平な基準に改定する必要がある。(公平性、透明性)
- ③ 現状の補助金額の算定基準は、一律でない上、活動実績に応じたものとなっていない。補助金額が実際に必要な額か、実績の審査時において再検討する必要がある。(有効性)

(措置状況)

本補助金については、段階的に削減を行い最終的に廃止をする予定としている。平成18年度は前年度実績の5%削減をしているが、一方で短期入所事業の体制配置の困難性や重度心身障害者(児)の夜間支援体制など別の意味で、短期入所事業を維持していくための支援策が必要と認識しており、平成19年度当初予算に向けて、本来削減・廃止と上記の意見にあるとおり、公平性・透明性・有効性という観点から、実態に見合った形での支援策を検討していく。

7) 簡易保育施設運営助成金

(意見)

- ① 認可外保育施設 29 施設のうち、過去から受給している 2 施設のみが交付対象となっており、

交付する場合には、広く認可外保育施設 29 施設へ交付されるべきである。(公平性)

- ② 認可保育施設が整備されるまでの暫定措置として開始されてから既に 35 年以上経過しており、認可保育施設の整備が進んできた現在においては、その必要性が薄れてきているといえる。認可保育施設の整備で対応するのであれば、認可保育施設の整備に対する補助金の充実を図り、将来的には、当補助金自体の廃止も検討すべきである。(有効性)

(措置状況)

本年度より1施設が廃園となり、対象施設が1施設のみとなった。制度の趣旨から見直しが必要となる。現在市内の認可外保育施設全体を視野に入れた助成制度の検討・研究中。

8) 社会福祉法人公共社会福祉事業協会補助金

(意見)

稲田保育所を民間保育所として扱っているのに、他の民間保育所と異なる制度により補助金を支出している。他の民間保育所の補助金制度への一本化を検討する必要があると考える。(公平性)

(措置状況)

指定管理者制度のもとで、補助金のあり方について現在検討中、本年度は予算の範囲内で支出している。

(5) 環境部

1) 東大阪市・大東市清掃センター負担金

(意見)

- ① 当初予算額が最終確定額を毎年 1 億円以上上回っており、毎年多額の還付が発生している。予算が余ることを前提とした計画で経費削減努力がどこまで行われるのか、一般市民の側からすると疑問が生じるものと思われる。厳格な予算を与えるが、予算を超過する実費が発生した場合には補正予算で対応する等を検討する必要がある。(透明性)
- ② 東大阪市・大東市清掃センターの運営経費はすべて東大阪市及び大東市が負担している。負担側で東大阪市・大東市清掃センターの実績額の妥当性を評価する制度を導入する必要がある。(有効性)
- ③ 東大阪市・大東市共にし尿処理は下水道施設完備が整うに伴ってほぼすべて下水処理で行

われることが予定されている。従って近い将来東大阪市・大東市清掃センターの存在意義自体がなくなる可能性がある。解散事由が明文化されていない。客観的な解散事由を明確化することが必要と考える。(透明性)

(措置状況)

- ① 当初予算額が最終確定額を毎年1億円以上上回っており、毎年多額の還付が発生している件については、センター議会、東大阪市議会、大東市議会での予算承認を受け執行を行っているところであるが、補正要因が発生した場合、各議会での議決が必要であり、時期的にずれを生じるケースが発生した場合、市民生活に影響を与えかねないために、指摘されたような事態が生じているもの。なお、余剰金については翌年度に各市に歳入として返金している。経費削減努力については、職員の特殊勤務手当の見直しを18年度に行い一定の効果を生んでいるものである。
- ② 東大阪市・大東市清掃センターの評価制度の検討については、今後、評価基準の作成を行うなど一定の方向性を市として考える必要がある。
- ③ 東大阪市・大東市清掃センターの客観的な解散事由については、現在のところ下水道整備が100%行われ、全世帯の水洗化が完了する時期が解散事由と考えている。

2) 東大阪都市清掃施設組合負担金

(意見)

- ① 当初予算額が最終確定額を毎年1億円以上上回っており、毎年多額の還付が発生している。税収入が減少し市役所も経費削減を行う必要があるが予算が余ることを前提とした計画で経費削減努力がどこまで行われるのか、一般市民の側からすると疑問が生じるものと思われる。例えば、厳格な予算を与えるが、予算を超過する実費が発生した場合には補正予算で対応する等を検討する必要がある。(透明性、有効性)
- ② ごみ処理施設の直接経費について、東大阪市及び大東市の間で按分しているが、予算設定時の按分率が実績按分時に使えないことを理由に予算設定時に必要以上の予算要求を行っている。すなわち多額の還付を前提とした予算設定となっているが、そのような予算は現在の市の財政状況からも容認されうるものではない。(透明性)
- ③ 東大阪都市清掃施設組合は、昭和40年の組合設立時に、東大阪市長、大東市長及び各市

助役並びに各市議会議員等による運営理事会及び議会を設置している。そのため当該議会等の運営費及び議員の調査費等を予算計上しているが財政逼迫している現状において当該運営方法が現在でも必要なかを検討の上、設立時に制定された東大阪都市清掃施設組合規約の改定も検討されることは必要と考える。(透明性)

(措置状況)

- ① 当施設組合の不用額の主なものとしては、需用費(消耗品費、光熱水費等)及び委託料となっており、ご指摘の毎年1億円以上の還付が生じている経費でもあります。しかし、予算計上に当たっては、余ることを前提とした計画ではなく、昨年実績の単価及び数量をもって行い、財政課でも精査された予算となっております。不用額については、契約担当及び工場運転上の努力により生じるものであります。また、増額補正予算についても、構成市の財政状況下、予算を超過する実費の発生は極力できるものでないと認識しております。
- ② ご指摘のような還付を前提とした予算設定を行っているものではなく、不用額を構成市の按分率で還付額を決定する際に、一定額以下になると、一方の市は負担金を還付され、もう一方の市が負担金の追加をお願いすることになってしまいます。予算設定については、前述したように各費目ごとに精査した上で設定を行っております。
- ③ 当組合設立の経過は、昭和40年10月に布施市・河内市・大東市により設立された一部事務組合であり、昭和40年12月に枚岡市が加わり4市の組合となり、昭和42年2月に布施市・河内市・枚岡市が合併した後、東大阪市と大東市との2市の組合となりました。また、意見内容にある議会等の運営費及び調査費等の予算計上については、当組合は、地方自治法284条第2項により設立された一部事務組合であり、構成市とは別個の地方公共団体であります。従って、同法(第287条)に基づき設けられた規約等に則り、組合独自の議会を置かなければならないため、その運営経費も必要であります。

(6) 建設局

農業用排水路浚渫補助金

(意見)

- ① 補助金額の妥当性が客観的に検証されないまま交付決定がされている。これまでの実績等を参考に明確な基準を設け、それに基づいて補助金額の妥当性を検証する必要がある。(透

明性・有効性)

- ② 各団体より入手している実績報告書の様式自体が非常に簡便なものであるが、少なくとも浚渫工事の作業実績が把握できる報告書を入手の上、補助金の使用結果を審査する必要がある。(透明性・有効性)

(措置状況)

- ① 補助金額の妥当性を検証する為、各団体よりの申請内容から水路延長及び水路巾による作業量を求め又、水路構造及び形態による係数を乗じ積算する明確な基準を設定しチェックリストに基づいて補助金額の妥当性に努めております。
- ② 作業実績が把握できる様式(作業日報)を加え事業計画書からの従事人員を割り出し査定を行う事により、浚渫作業の実績が把握できる。補助金の使用結果を審査する件については、各団体により使途項目が複雑な為、審査が難しい面もあるが改善に向けて努めております。

(7) 上下水道局下水道部

1) 水洗便所改造助成金

(意見)

- ① 350千円程度かかる工事に10千円程度の助成の効果に疑問がある。実効性をあげるために増額を行うか、あるいは補助自体の廃止を検討すべき。(有効性)
- ② 助成金の増額を行うのであれば、水洗化の促進効果をあげるために、補助金の支給対象期間を設けることを検討すべき。(有効性)

(措置状況)

助成金の金額、及び支給対象期間を設けることについては、水洗化の促進効果をあげるため、検討中である。

2) 恩智川水防事務組合負担金

(意見)

- ① 東大阪市及び八尾市で負担しており、負担割合は組合規約により決まっている。現状の負担割合が妥当であるか否かについての検討が必要。(有効性)
- ② 設立当初は議会の必要性もあったものと思われるが、現状においても1,419千円の負担を行っている。議会を維持する(例えば毎年他市の視察旅行を行う)必要があるのか、再度検討する必

要がある。(有効性)

- ③ 平成15年度で13,710千円、平成16年度で7,394千円の繰越金が発生している。繰越金がある場合、翌年度の負担額の減額方法の検討をする必要があると考える。(透明性)
- ④ 事務組合は地方自治法によると一つの独立した地方公共団体(特別地方公共団体)であるため、その運営については関係各市の権限は及ばない。東大阪市として市民の税金を負担金として支出している以上、当該負担金の使途等について東大阪市民に合理的な説明を行える体制を構築維持していくことは必要と考える。(透明性)

(措置状況)

平成17年度において、同組合より、平成16年度からの繰越金のうち5,000千円を各市に還付されたところである(うち東大阪市分3,082千円)。なお、平成17年度においても翌年度繰越金が発生しており、平成18年度中に還付予定である。

現在、同組合において、経費節減のために水防倉庫の統廃合、組合事務所の移転等を検討されているところであります。

3) 長瀬川沿岸下水道組合負担金

(意見)

- ① 東大阪市及び八尾市及び柏原市で負担しており、負担割合は組合規約により決まっているが、組合の設立当時においては合理的な負担割合であったとしても、既に40年以上経過している。現状の負担割合が妥当であるか否かについての検討が必要。(有効性)
- ② 設立当初は議会の必要性もあったものと思われるが、現状においても2,142千円の負担を行っている。議会を維持する必要があるのか、再度検討する必要がある。(有効性)
- ③ 平成15年度で5,979千円の繰越金が発生している。繰越金がある場合、翌年度の負担額の減額方法の検討をする必要があると考える。(透明性)
- ④ 下水は今後地中に整備され現状のとおり長瀬川に下水を流すことは将来的にはなくなる。存続期間も含めた将来の方針決定を構成市間の協議を通じて早急に行うべきである。(有効性)
- ⑤ 事務組合は地方自治法によると一つの独立した地方公共団体(特別地方公共団体)であるため、その運営については関係各市の権限は及ばない。東大阪市として市民の税金を負担金として支出している以上、当該負担金の使途等について東大阪市民に合理的な説明を行える体制

を構築維持していくことは必要と考える。(透明性)

(措置状況)

平成17年度において、同組合より、平成16年度からの繰越金のうち4,000千円を各市に還付されたところである(うち東大阪市分1,580千円)。なお、平成17年度においても翌年度繰越金が発生しており、平成18年度中に還付予定である。

同組合の存続については、去る6月7日に構成3市による会議を開催したところである。各市とも、将来的に解散する必要性は認識しているが、解散時期については未定の状況である。今後も構成市による協議を引き続き行い将来の方針決定を行ってまいりたい。

(8) 教育委員会

1) 私立幼稚園就園補助金 (市単独)

(意見)

- ① 学事課内部で補助金交付に関する各作業の確認及び作業分担、承認手続きを確認し、それを明文化することによって内部統制組織を明確にして関係者に周知されることを検討すべきである。(透明性)
- ② 各幼稚園から提出される資料を正しいものとして補助金交付作業を行っているが、当該提出資料の正確性を確認する手続きを行っていない。市として各幼稚園の提出資料の正確性を確認する手法を検討すべきである。(透明性)
- ③ 補助金の対象は園児の保護者であり幼稚園でないため、市としては当該補助金が各保護者に実際に配分されたことを確認する必要がある。受領書を直接保護者から市が入手する、あるいは市から幼稚園を経由せず直接各保護者に対し支給する等を検討すべきである。(透明性)

(措置状況)

- ① 平成18年度より補助金交付における申請書審査事務については、各審査段階での作業分担・内容の確認の担当者が明確になるように作業者の押印欄を申請書に設けている。
- ② 提出された申請書については、平成18年度より小学校1年生の兄弟の有無によっても補助金額が異なることから、小学校1年生の兄弟の在籍状況については、住民基本台帳で確認することとしている。今後とも、提出書類の申請内容の正確性を確認すべく方法等について私立

幼稚園側とも引き続き協議する。

- ③ 保護者への配分の確認については、市補助金交付要綱で申請は私立幼稚園設置者となっており、幼稚園を通じて保護者に配分されていることから、保護者から幼稚園に提出された受領書や銀行振込み控え(各5年保存)の確認方法について私立幼稚園側とも引き続き協議をする。

2) 私立幼稚園就園奨励費補助金(国庫補助事業)

(意見)

- ① 学事課内部で補助金交付に関する各作業の確認及び作業分担、承認手続きを確認し、それを明文化することによって内部統制組織を明確にして関係者に周知されることを検討すべきである。(透明性)
- ② 各幼稚園から提出される資料を正しいものとして補助金交付作業を行っているが、当該提出資料の正確性を確認する手続きを行っていない。市として各幼稚園の提出資料の正確性を確認する手法を検討すべきである。(透明性)
- ③ 補助金の対象は園児の保護者であり幼稚園でないため、市としては当該補助金が各保護者に実際に配分されたことを確認する必要がある。受領書を直接保護者から市が入手する、あるいは市から幼稚園を経由せず直接各保護者に対し支給する等を検討すべきである。(透明性)

(措置状況)

- ① 平成18年度より補助金交付における申請書審査事務については、各審査段階での作業分担・内容の確認の担当者が明確になるように作業者の押印欄を申請書に設けている。
- ② 提出された申請書については、平成18年度より小学校1年生の兄弟の有無によっても補助金額が異なることから、小学校1年生の兄弟の在籍状況については、住民基本台帳で確認することとしている。今後とも、提出書類の申請内容の正確性を確認すべく方法等について私立幼稚園側とも引き続き協議する。
- ③ 保護者への配分の確認については、市補助金交付要綱で申請は私立幼稚園設置者となっており、幼稚園を通じて保護者に配分されていることから、保護者から幼稚園に提出された受領書や銀行振込み控え(各5年保存)の確認方法について私立幼稚園側とも引き続き協議をする。

(9) 議会事務局

政務調査費

(意見)

- ① 事務処理等の透明性を確保するためにも収支報告書に領収書等の添付を義務づけるよう条例等の改定が必要であると思われる。(透明性)
- ② 今後、透明性をさらに高めるためにも、市政の調査研究に必要な費用であるならば、研究研修費、調査旅費、その他経費等の各費目について必要金額を積算し、その算定根拠を示したうえで金額を決定すべきものと考えられる。(透明性、有効性)

(措置状況)

指摘された事項の取り扱いについては、他市状況等を参考としながら、東大阪市議会としての政務調査費のあり方、今後の方向性について検討を重ね、慎重にその取り扱いを決定していく必要があると考えております。

現在は、類似団体等の政務調査費制度、運用状況等について資料収集を行っておりますが、今後これらの資料を参考としながら検討を行い、速やかな時期にその取り扱いを決定し、施行していきたいと考えております。